

成年後見制度に関する横浜宣言

2010年10月4日

横浜にて

2010年10月2、3、4日に横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議は、成年後見法分野における最初の世界会議であり、主催者および共催者は今後の世界において成年後見法が果たすべききわめて重要な意義と役割を改めて確認し、成年後見制度の適切な利用を広く世界に訴えるために「横浜宣言」を発することとした。

この「横浜宣言」は2010年成年後見法世界会議の参加者が3日間の会議の成果としてまとめたものである。Ⅰとして世界に共通する問題を取り上げ、Ⅱとして日本に特化した問題を取り上げることとする。

2010年成年後見法世界会議組織委員会は、本「横浜宣言」の起草に関与したすべての参加者に対して深甚なる謝意を表するとともに、本宣言が世界における成年後見法の一層の発展に寄与することを切望する次第である。

I 世界の課題

1. (共通する認識)

2010年10月2日より4日まで日本国横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議の参加者たる私達は、次の事実を共通に認識するものである。

- (1) 人口動態、社会変化、医学の進歩および生活条件の向上等によって全世界的に高齢者人口が増加している。
- (2) 高齢者人口が増加している事実は、医療、年金、社会保障給付、住宅、移動手段といった社会的資源に大いなる衝撃を与えるものであり、次世代にとって主要な社会経済問題となる。
- (3) 意思能力は加齢とともに低下することもあり、加齢によって精神に不具合をかかえる高齢者の数も増加している。
- (4) 家庭内、施設内双方において弱い立場の高齢者に対する虐待の実態が白日の下にさらされつつある。
- (5) 成年後見制度は高齢者を主たる対象としているが、精神疾患、LD（学習障害、学習能力障害）および後天的脳障害を有する若年者にも意思能力の有無は影響を及ぼしうる。
- (6) 人権の保護は世界的潮流としては改善されつつあるものの、いまだ多くの国では成年後見

関連の法整備は等閑視されたり、立ち遅れたりしており、事前の意思決定、能力判定時のベスト・プラクティス、能力を欠く成年者のための代替的意思決定の仕組みといった最新の考え方が考慮されるには至っていない。

2. (2条約への賛意)

加えて、私達は次の2条約の指導原理と条項に賛意を表する。

- (1) 2009年1月1日に発効し、管轄権、準拠法、承認と執行、国家間協力を一元化した2000年1月13日ハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」
- (2) 人権の普遍性、不可分性、相互依存性、相関性への支持、および障害を有する人が偏見なしに人権を享受できることの保障を条約締結国々に要求する2006年12月13日国際連合「障害者権利条約」

3. (成年後見制度の基本原則)

そのうえで次の5点をここに宣言する。

- (1) 人は能力を欠くと確定されない限り特定の意思決定を行う能力を有すると推定されなければならない。
- (2) 本人の意思決定を支援するあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- (3) 意思能力とは「特定の事柄」「特定の時」の両方に関連するものであり、行なおうとする意思決定の性質および効果によって異なること、また同じ人でも一日の中で変動し得ることを立法にあたっては可能な限り認識すべきである。
- (4) 保護の形態は、本人を守ろうとするあまり全面的に包み込み、結果としてあらゆる意思決定能力を奪うものであってはならず、かつ本人の意思決定能力への制約は本人または第三者の保護に必要とされる範囲に限定されるべきである。
- (5) 保護の形態は適切な時期に独立した機関により定期的に見直されるべきである。

4. (成年後見人の行動規範)

特定の時に特定の意思決定を行う能力を欠くすべての成年者は、意思決定過程において他に支援や代理を得ることができない場合には次のような資質を有する後見人を持つ権利があることを、更に宣言する。

- (1) 本人に代わって意思決定を行なう際には適切に注意深く行動する。
- (2) 公正かつ誠実に行動する。

- (3) 本人の最善の利益を考えて行動する。
- (4) 本人に明らかな危害が及ばない限り、本人の要望、価値観、信念を事前に知ることができ、または推認することができるときには、それらを最大限に尊重し、遵守する。
- (5) 本人の生活に干渉する場合は最も制約が小さく、最も一般化された方法にとどめる。
- (6) 本人を虐待、放棄、搾取から守る。
- (7) 本人の人権、市民権を尊重し、これらの侵害に対しては常に本人に代わってしかるべき行動を取る。
- (8) 本人の権利である年金、社会福祉給付金、福祉サービスなどを本人を支援して積極的に取得させる。
- (9) 後見人という立場を私的に利用しない。
- (10) 本人と利害対立が起きないように常に配慮を怠らない。
- (11) 本人が可能であればいつでも独立した生活を再開できるよう積極的に支援する。
- (12) 本人をあらゆる意思決定過程に最大限参加させる。
- (13) 本人の参加を奨励し、本人のできることは本人にまかせる。
- (14) 正確な会計記録を付け、任命権者たる裁判所あるいは公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する。
- (15) 任命権者たる裁判所あるいは公的機関より付与された権限の範囲で行動する。
- (16) どのような形態の後見が継続して必要であるかについて定期的に見直しをうける。

5. 最後に

成年後見制度は自由の剥奪となり得ることもあり、人権に関わるものであること、また、世界中どこでも後見人の職務と義務は一般的に公的介入であることを認識したうえで、各国は専門性の基準を明らかにし、適切な監督手段を提供し、財源に裏付けされた納得できる枠組みを保障すべきである。この点に関する問題意識を目覚めさせ、今この場で私達が共通に認識し、賛同し、かつ宣言した条項の実現に必要な支援の獲得に向けて、「横浜宣言」が公的機関および各国政府に広く周知徹底されるべきものであることをここに再度宣言する。

II 日本の課題

2010年成年後見法世界会議における日本からの参加者は、本宣言Iの趣旨に全面的な賛を表明したうえで、特に国連の「障害者権利条約」とハーグ国際私法会議の「成年者の国際的保護に関する条約」を日本政府が早期に批准することを要望し、以下の事項を「横浜宣言」に含めることを確認し、これに海外からの参加者も同意した。

1. 現行成年後見法の改正とその運用の改善

- (1) 全国の市区町村長が成年後見等に関する市区町村長申立てをさらに積極的に実施しうる体制を法的に整備すべきである。
- (2) 成年後見制度を利用するための費用負担が困難である者に対しては公的な費用補助を行うべきである。
- (3) 成年後見等の開始には本人の権利制限という側面があることに鑑み、原則として鑑定は実施すべきであり、また本人面接は省略すべきではなく、鑑定・本人面接の実施率が低水準にとどまっている現状を改善すべきである。
- (4) 現行成年後見法は、成年後見人が本人の財産に関してのみ代理権を有すると規定しているが、成年後見人の代理権は財産管理に限定されるべきではなく、これを改めるべきである。成年後見人は、本人の医療行為に同意することができるものとすべきである。
- (5) 現行成年後見制度に多く残されている欠格事由は撤廃すべきである。特に後見開始決定に伴う選挙権の剥奪には合理的根拠はなく、憲法で保障された普通選挙の理念に反し、基本的人権を著しく損なうものである。
- (6) 任意後見制度は「自己決定権の尊重」に最も相応しい制度であるが、その利用は決して多いとはいえない。任意後見制度の利用を促進し、同時にその濫用を防止する立法的措置を講じるべきである。

2. 公的支援システムの創設

成年後見制度は、利用者の資産の多寡、申立人の有無等にかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきであり、そのためには行政が成年後見制度全体を公的に支援することが不可欠である。このような公的支援システムは「成年後見の社会化」を実現するものあり、行政による公的支援システムの創設を提言する。成年後見制度の運用面における司法機能、とりわけ家庭裁判所の機能の一層の拡充・強化を図ることが公的支援システムの円滑な実施の大前提となるべきである。このような公的支援システムの創設は、本人の親族、一般市民、各専門職間のネットワークを拡充させ、適切な成年後見人の確保、成年後見制度の権利擁護機能の強化に資するものである。

3. 新たな成年後見制度の可能性

現行成年後見法の枠内にとどまることなく、常に新しい理念を求めてさらなる発展の可能性を模索すべきである。

- (1) 現行成年後見法は後見、保佐、補助という3類型を前提としているが、とりわけ後見類型においては本人の能力制限が顕著である。国連の障害者権利条約第12条の趣旨に鑑みて、

現行の3類型の妥当性を検討する必要がある。同時に、成年後見手続における本人の保護に関する検討も必要である。

- (2) 本人の能力制限をともなわない保護手段として信託の活用が考えられるが、日本においてはこのようなタイプの信託は普及していない。裁判所が信託設定に関与する成年後見代替型の信託制度導入について検討する必要がある。
- (3) 交通事故被害者等の高次脳機能障害者が成年後見制度を殆ど利用していない現状を改善するために、新たな立法によって高次脳機能障害者が成年後見制度を利用しやすくするための方途を講じるべきである。

2010年成年後見法世界会議
組織委員会
参加者一同